

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

上下水道局（工事）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 工事の各段階における履行確認や適正な施工管理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 9月 5日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査では、上下水道局における令和 2年10月 1日から令和 4年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	2,795	107	3.8	204,794	23,152	11.3
委託	2,124	22	1.0	24,292	442	1.8

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

高さ 2メートル以上の開口部等からの墜落防止措置について（施工）

労働安全衛生規則によると、事業者は、高さが 2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないと定められており、高さが 2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないと定められている。

また、作業床を設けることが困難なとき及び囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具^(注)を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定められている。

工事写真及び報告書を確認したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 「中村区橋下町地内始め2箇所下水人孔改造工事」では、大型鉄蓋が設置されている既存マンホールを一部撤去し、直径 600ミリメートルの鉄蓋を設置する工事を行っていた。工事写真を確認したところ、高さ 2メートル以上の開口部で作業を行っていたが、囲い等を設けておらず、また、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。



開口部の深さ
H= 4.0 m

作業状況

イ 「堀留水处理センター旧施設撤去工事（その2）」では、地下構造物等を撤去する工事を行っていた。工事写真を確認したところ、高さ 2メートル以上となる箇所や開口部において撤去構造物の事前調査作業を行っていたが、囲い等を設けておらず、また、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。



開口部の深さ
H= 2.2 m

作業状況

ウ 「犬山系導水路橋梁点検調査業務委託」では、犬山系導水路をパトロールするために必要な大山川（橋梁）の点検を行っていた。橋梁の桁下点検の報告書を確認したところ高さ 2メートル以上の作業床を設けることが困難な箇所ではしごを使用して点検作業を行っていたが、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じていなかった。



作業高さ
H= 2.4 m

作業状況

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、労働安全衛生規則に基づき適切に墜落防止措置を行うよう改めて受注者を指導されたい。

(建設工事事務所、北部管路センター、春日井浄水場)

(注) 要求性能墜落制止用器具

墜落による危険のおそれに応じた性能を有する安全帯。

第6 意見

安全に留意した工事監理について

本市の上下水道事業は、令和 4年度に下水道の供用開始から 110年、また、令和 6年度には水道の給水開始から 110年を迎え、これまで 100年以上にわたり、ライフラインとして市民生活や社会活動を支えるとともに、健全な水環境の創出や大雨による浸水被害から市民の生命・財産を守る取り組みを進めてきた。近年、ますます激甚化する気象災害や施設の老朽化等の課題に対応し、引き続き市民生活や社会活動を支え続けていくためには、施設の計画的な改築・更新や適切な維持管理により施設全体の健全度を保っていく必要があり、これらを円滑に進めるためには、適切な安全管理を行い、現場での事故等の未然防止に努めなければならない。

今回の監査結果では、高さ 2メートル以上の高所となる場所での作業において、要求性能墜落制止用器具を使用させるなど、労働安全衛生規則における労働者の危険を防止するための措置が講じられておらず、安全管理が不適切な事例が見受けられた。厚生労働省の労働災害発生状況の統計データによれば、全産業のうち、建設業における労働災害の死亡者数は、ここ数年トップが続いており、その発生状況の事故の型別では、墜落・転落による事故が約 4割を占め、崩壊・倒壊などに比して突出した結果となっている。ひとたび、不適切な安全管理に起因する事故が発生すれば、尊い人命を失うおそれがあり、事業活動の停滞にもつながることから、作業現場における不安全行動を見過ごすことなく、安全に留意した工事監理を行い、受注者への指導を徹底されたい。

また、上下水道局では 100年以上の歴史によって培われた技術力の継承、確保に取り組んでいるところではあるが、熟練職員の安全管理のノウハウについても研修などの機会を捉えて継承していくなど、組織内における安全管理意識の高揚、醸成に努め、工事監理能力の更なる向上に取り組まれない。